

【概要】 中小企業事業継続応援貸付金

2020年6月16日改訂

茨城県産業戦略部

1. 事業概要

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、売上が急減した県内の中小企業・個人事業主の皆様に対し、県と市町村が協調し、事業継続のための貸付を行う。

2. 貸付額

上限 200万円/事業者（県3/4，市町村1/4）
・市町村の予算措置より早く貸付決定した場合には、先に県分を貸付け
・上限額の範囲内で追加貸付可

計算方法 原則として、
$$\text{前年売上} \times 1/2 - (\text{対前年売上} \blacktriangle 50\% \text{以上の月売上} \times 6 \text{ヵ月})$$

※上記により、当座の事業資金を貸付け。昨年中に創業した場合等は別途計算

4. 貸付条件

①	新規貸付枠	44億円（県3/4，市町村1/4）
②	貸付期間	10年以内（据置5年以内） ※10年を限度に1回の延長可
③	貸付利率等	無利子・無担保
④	保証人	代表者保証（法人の場合）
⑤	償還方法	原則，半年賦又は一括
⑥	申請期間	2020年5月11日から2021年2月26日まで

3. 貸付対象者

県内に事業所を有し、事業を営んでいる中小企業・個人事業主で、次のいずれにも該当する者
※対象範囲は下の記載を参照

- ① 2019年12月末までに事業を開始しており、今後も継続する予定であること
- ② 2020年1月から12月のうち、2019年同月比で1か月の売上が50%以上減少している月があること
(昨年中に創業した場合は、月平均で50%以上減少していること)
- ③ 公的融資制度（日本政策金融公庫 or 商工中金）及び民間金融機関による融資を受けられなかったこと
- ④ 県税・市町村税について、原則として未納がないこと
- ⑤ 暴力団等反社会的勢力ではないこと 等

※対象範囲

中小企業信用保険法第2条に規定する業種として、幅広く対象とする。

【概要】 中小企業事業継続応援貸付金

茨城県産業戦略部

5. 実施主体 茨城県・市町村

6. 受付窓口 お近くの商工会・商工会議所

7. フロー図

